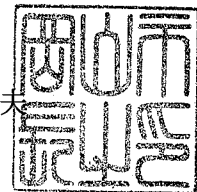


岡山市告示第 426 号

令和 6 年 1 月 22 日付岡山市告示第 21 号の別途岡山市告示で定める期日は、別表第 1 に掲げる地域に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、別表第 2 の左欄に掲げる期限の種類及び同表の中欄に掲げる延長前の期限の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

令和 6 年 6 月 25 日

岡山市長 大 森 雅 夫



記

別表第 1

都道府県名	地 域
富山県	富山県
石川県	金沢市，小松市，加賀市，羽咋市，かほく市，白山市，能美市，野々市市，能美郡川北町，河北郡津幡町，河北郡内灘町，羽咋郡宝達志水町，鹿島郡中能登町

別表第 2

期限の種類	延長前の期限	期日
固定資産税・都市計画税 の納付に関する期限	令和 6 年 4 月 30 日	令和 6 年 7 月 31 日
	令和 6 年 7 月 31 日	令和 6 年 9 月 30 日
	令和 6 年 9 月 30 日	令和 6 年 12 月 25 日
	令和 6 年 12 月 25 日	令和 7 年 2 月 28 日
上記以外の期限	令和 6 年 1 月 1 日から 同年 7 月 30 日まで	令和 6 年 7 月 31 日
	令和 6 年 7 月 31 日以降	延長前の期限と同じ。